

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成23年11月30日京都市条例第21号）（行財政局人事部給与安全衛生課）

諸般の状況により、職員の住居手当の額について、次のとおり改定することとしました。

区 分		改 正 前	改 正 後
主としてその収入によりその属する世帯の生計を維持している職員（これに準じる職員を含む。）で、その居住する住居に係る費用を負担していると認められるもの（公舎の貸与を受けている職員その他市規則で定める職員を除く。）	扶養親族を有する職員及び市規則で定める職員	円 11,500	円 10,500
	その他の職員	10,500	9,500

この条例は、平成23年12月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 21 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項第1号ア中「11,500円」を「10,500円」に改め、同号イ中「10,500円」を「9,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)